

# 政府による航空機産業支援について

令和4年3月22日

経済産業省 中部経済産業局

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# 航空機サプライヤー支援の全体像

## 1. コロナ禍での事業活動の継続

- |          |  |
|----------|--|
| ①情報発信    | ポータルサイト・メルマガによる情報発信（NAMAC）等  |
| ②経営維持    | <b>資金繰り制度</b> （長期の需要低迷により負債比率が高くなる恐れ、資本金ローンを活用も念頭に置くことが必要）等              |
| ③技術・技能維持 | 雇用調整助成金（R4.6まで継続）、産業雇用安定助成金、 <b>人材シェアマッチング</b> 、認証維持費用（自治体中心）等           |
| ④需要創出    | 航空機「 <b>航空宇宙産業ビジネスマッチング</b> 」（関東経産局・中小機構）<br>他産業「海外CEO商談会（医療機器等）」（中小機構）等 |
| ⑤事業再編    | 事業承継・引継ぎ補助金（金融機関との連携）、 <b>事業再構築補助金</b> （国・自治体）等                          |

## 2. 従来からの支援（需要回復後に向けた支援）

### （1）クラスター支援

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| ①情報発信 | ポータルサイト・メルマガによる情報発信（NAMAC）等 |
| ②新規参入 | セミナー・WS開催、講演対応（NAMAC）等      |

### （2）需要創出

- |      |   |
|------|---|
| ①航空機 | 国内「 <b>航空宇宙産業ビジネスマッチング</b> 」（関東経産局・中小機構）<br>海外「海外CEO商談会（先端産業）」（中小機構）等 |
|------|---|

### （3）海外展開

- |       |  |
|-------|--|
| ①販路開拓 | <b>国内・海外展示会等におけるビジネスマッチング（NAMAC）</b><br><b>JAPANブランド補助金</b> 、ジャパンパビリオン・海外進出支援事業（JETRO）<br>展示会出展支援（自治体・地域支援機関）等 |
|-------|--|

### （4）人材育成

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| ①技術獲得 | 非破壊検査認証取得支援（SJAC・近畿経産局）等 |
| ②営業人材 | 海外営業人材育成講座（JETRO）等       |

### （5）将来に向けた設備投資・研究開発

- |        |  |
|--------|--|
| ①設備投資  | <b>ものづくり補助金</b> 、 <b>サプライチェーン国内投資補助金</b> 、省エネ補助金（国・自治体）等 |
| ②研究開発  | <b>Go-Tech事業（旧サポイン事業）</b> 等                              |
| ③デジタル化 | <b>IT導入補助金</b> 等   |

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# 事業再構築補助金の概要

## (中小企業等事業再構築促進事業)

**【注意!!】** この概要は、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。

最新情報については、中小企業庁又は事務局のホームページをご確認ください。

【事業再構築補助金ポータルサイト】

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

# スケジュール

- 現在、第5回公募中、大きく変わるのは「第6回」から。

## 第5回公募

公募開始：令和4年1月20日（木）

応募締切：令和4年3月24日（木） 18：00

採択発表：令和4年5月下旬～6月上旬頃を予定



## 第6回公募

**令和4年に「3回程度」の公募を実施予定**

# 1. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

## 主要申請要件

### (1) 売上が減っている

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。 ※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

### (2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

### (3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。



## 第4回公募からの変更点

- **事業再構築指針**において定めている、事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件（新事業売上高10%要件）について、**付加価値額の15%以上でも認める**。
- また、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする**。

### 新事業売上高10%要件

3～5年間の事業計画期間終了後、**新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上**となる計画を策定することが必要。

### 要件緩和の内容

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等による**付加価値額が総付加価値額の15%以上となる計画**を策定することでも要件を満たす。

※付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

また、2021年11月以前に終了する事業年度の**売上高が10億円以上**の事業者であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、新事業の売上高が当該**事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする**。

## 2. 中小企業の範囲、中堅企業の範囲

- 中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様です。
- 中堅企業の範囲は、資本金10億円未満の会社です。

### 中小企業の範囲

製造業その他： 資本金 3 億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人  
卸売業： 資本金 1 億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人  
小売業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人  
サービス業： 資本金 5 千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

【注1】 大企業の子会社等の、いわゆる「みなし大企業」は支援の対象外です。

【注2】 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は、中小企業ではなく、中堅企業として支援の対象となります。

【注3】 企業組合、協業組合、事業協同組合を含む「中小企業等経営強化法」第2条第1項が規定する「中小企業者」や、収益事業を行う一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等も支援の対象です。

### 中堅企業の範囲

中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

### 3. 補助対象経費

- 事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資をしていただくこととなります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。

#### (1) 補助**対象**経費の例

- 建物費（建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復、貸し工場・貸店舗等の一時移転）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）、**専門家経費** ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等）

**【注】** 一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合は、原則として本事業の支援対象にはなりません。

#### (2) 補助**対象外**の経費の例

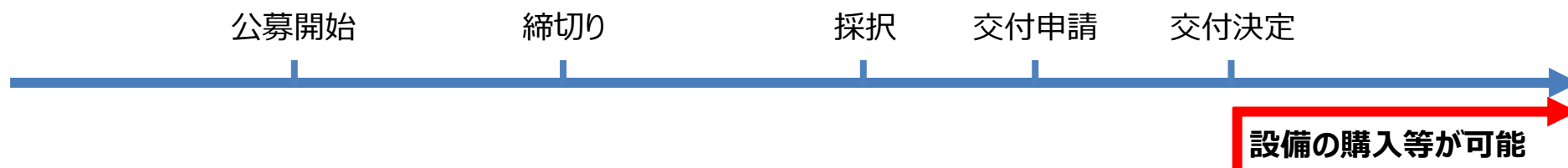
- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- フランチャイズ加盟料、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費

## 4. 事前着手承認制度

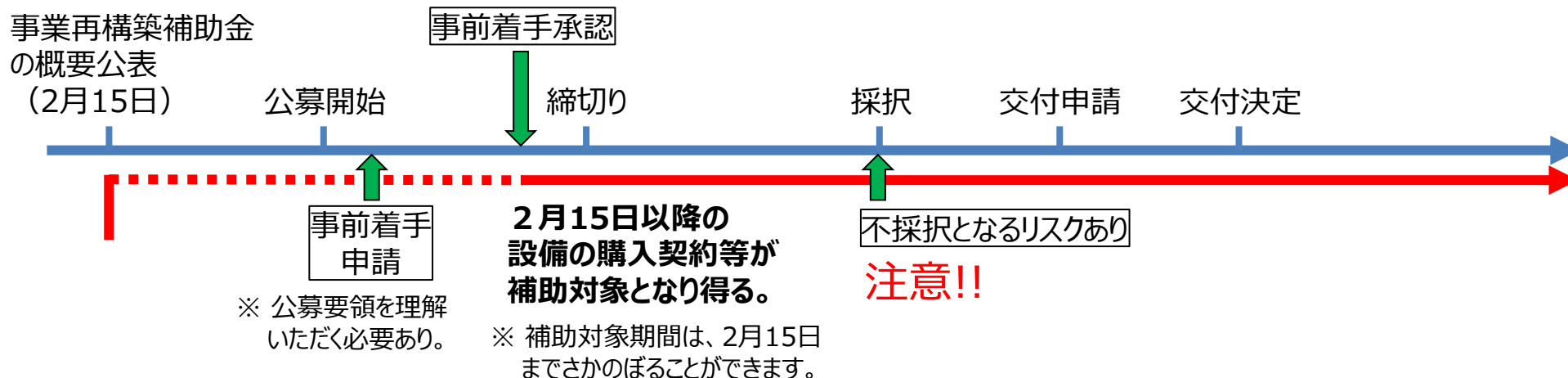
- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2月15日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。また、補助金申請後不採択となるリスクがありますのでご注意ください。

※第1回公募から第3回公募の期間に事前着手承認を受けた方は、再申請は不要です。

### (1) 通常の手続の流れ



### (2) 事前着手を実施する場合



# ※参考：事業再構築補助金採択結果（全国）

申請者

	第1回	第2回	第3回	第4回
通常枠	16,968	14,859	15,423	15,036
大規模貸金引上枠	—	—	20	12
卒業枠	80	48	44	17
緊急事態宣言特別枠	5,181	5,893	4,351	4,217
最低貸金枠	—	—	469	290
グローバルV字回復枠	2	0	0	0
合計	22,231	20,800	20,307	19,673

採択者数

	第1回	第2回	第3回	第4回
通常枠	5,104	5,388	5,713	5,700
大規模貸金引上枠	—	—	12	6
卒業枠	45	24	20	8
緊急事態宣言特別枠	2,866	3,924	2,901	2,806
最低貸金枠	—	—	375	290
グローバルV字回復枠	1	0	0	0
合計	8,016	9,336	9,021	8,810

採択率

	第1回	第2回	第3回	第4回
通常枠	30.1%	36.3%	37.0%	37.9%
大規模貸金引上枠	—	—	60.0%	50.0%
卒業枠	56.3%	50.0%	45.5%	47.1%
緊急事態宣言特別枠	55.3%	66.6%	66.7%	66.5%
最低貸金枠	—	—	80.0%	74.2%
グローバルV字回復枠	50.0%	—	—	—
合計	36.1%	44.9%	44.4%	44.8%

## ※参考：事業計画の策定と審査項目（公募要領P35）

- 補助金の審査は、事業計画を基に行われます。採択されるためには、**合理的で説得力のある事業計画**を策定することが必要です。

### （２）事業化点

- ① 本事業の目的に沿った事業実施のための**体制（人材、事務処理能力等）**や**最近の財務状況**等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。また、**金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか**。
- ② 事業化に向けて、**競合他社の動向**を把握すること等を通じて**市場ニーズ**を考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与する**ユーザー、マーケット及び市場規模**が明確か。**市場ニーズの有無を検証**できているか。
- ③ 補助事業の成果が**価格的・性能的に優位性や収益性**を有し、かつ、事業化に至るまでの**遂行方法及びスケジュール**が妥当か。補助事業の**課題**が明確になっており、その課題の**解決方法**が明確かつ妥当か。
- ④ 補助事業として**費用対効果**（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性等）が高いか。その際、**現在の自社の人材、技術・ノウハウ等の強み**を活用することや**既存事業とのシナジー効果**が期待されること等により、効果的な取組となっているか。

### （３）再構築点

- ① **事業再構築指針に沿った取組み**であるか。また、全く異なる業種への転換など、**リスクの高い、思い切った大胆な事業**の再構築を行うものであるか。
- ② 既存事業における売上の減少が著しいなど、**新型コロナウイルスの影響で深刻な被害**が生じており、事業再構築を行う**必要性や緊要性**が高いか。
- ③ 市場ニーズや自社の強みを踏まえ、**「選択と集中」**を戦略的に組み合わせ、**リソースの最適化**を図る取組であるか。
- ④ 先端的な**デジタル技術**の活用、**新しいビジネスモデル**の構築等を通じて、**地域のイノベーションに貢献**し得る事業か。

# 事業再構築補助金 令和3年度補正予算の概要

**【注意!!】** この概要は、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。

最新情報については、中小企業庁又は事務局のホームページをご確認ください。



# 中小企業等事業再構築促進事業

## 令和3年度補正予算額 6,123億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

#### 成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

#### 補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる  
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

#### 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）



# 事業再構築補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

※今後内容が変更になる場合がある。

## 1. 売上高10%減少要件の緩和

第6回から

売上高10%減少要件について、「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃し、「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。

## 2. 回復・再生応援枠の新設

第6回から

**引き続き業況が厳しい事業者**（※1）や**事業再生に取り組む事業者**（※2）を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円（※3）まで、**補助率を3/4に引き上げ**（通常枠は2/3）手厚く支援。また、**主要な設備の変更を求めている要件を課さないこと**とし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。

なお、これに伴い**緊急事態宣言特別枠は廃止**。

- （※1）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少
- （※2）再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）
- （※3）従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

## 3. グリーン成長枠の新設

第6回から

**グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者**（※）に、**補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた**（従来は1億円）新たな申請類型を創設。グリーン成長枠は**売上高10%減少要件を課さない**。なお、これに伴い卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。

- （※）事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上（通常枠は3.0%以上）の増加を目指す場合

## 4. 通常枠の補助上限額の見直し

第6回から

限られた政策資源でより多くの事業者を支援するため、**通常枠の補助上限額**について、従業員規模に応じ、従来の**4,000万円、6,000万円、8000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8000万円に見直し**。

## 5. その他運用改善等

①引き続き継続

②第5回から

- ① **最低賃金枠、大規模賃金引き上げ枠は維持**し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。
- ② 事業再構築で**新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上**となる事業計画を策定することを求めている要件について、**付加価値額の15%以上でも認めること**とするとともに、**売上高が10億円以上の事業者**であって、事業再構築を行う**事業部門の売上高が3億円以上**である場合には、**当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこと**とする。

# 第6回からはこう変わる！

※今後内容が変更になる場合があります。

第6回公募から

## 1. 売上高10%減少要件の緩和

- ✓ **コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可。**
- ✓ **グリーン成長枠は売上高減少要件なし。**

## 2. 回復・再生応援枠の新設

## 3. グリーン成長枠の新設

## 4. 通常枠の補助上限額の見直し

- ✓ **枠が3つ減って、2つ増えます。**
- ✓ **通常枠は100人以下は上限6,000万円に減少。(▲2,000万円)**
- ✓ **最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は、引き続き強力に支援。**

## 5. その他運用改善等

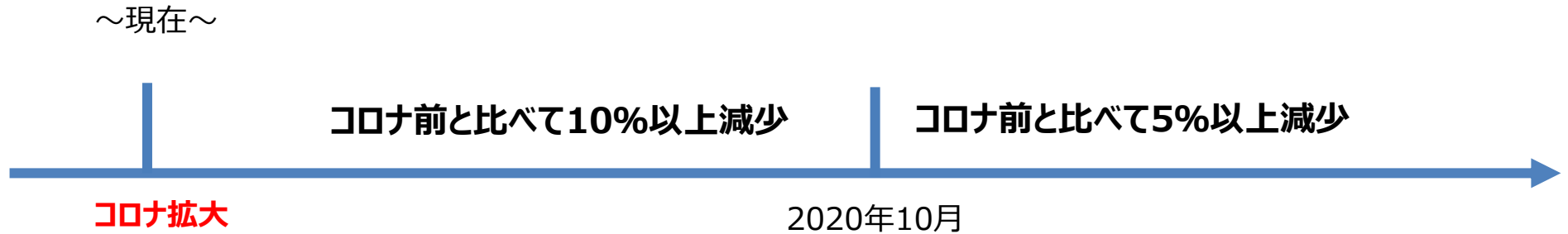
- ✓ **「建物費」については、原則、改修のみ、新築は、「一定の制限」。**
- ✓ **条件付で貸工場の賃借料についても補助対象。**
- ✓ **事前着手の対象期間は2021年12月21日以降とする。**

# 何が変わるのか？：1. 売上高10%減少要件

第6回公募から

- 「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみ。
- **グリーン成長枠は売上高減少要件なし。**

第5回公募まで…コロナ前後を比較して10%以上減少 & 2020年10月以降で5%以上の減少



第6回公募から…**コロナ前後を比較して10%以上減少していれば申請可。**



(注) 回復・再生応援枠、最低賃金枠、通常枠、大規模賃金引上枠にかかる要件。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。  
回復・再生応援枠（再生事業者を除く）、最低賃金枠は、売上高10%減少要件とは別に、単月で30%以上の減少が必要。18

## 何が変わるのか？：2. 補助上限額と申請類型

1. 通常枠：100人以下は補助上限額 → **2,000万円減額**
2. 緊急事態宣言枠（廃止） → **回復・再生応援枠【新設】**
3. 卒業枠・グローバルV字回復枠（廃止） → **グリーン成長枠【新設】**

申請類型	補助上限額	補助率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、1,500万円	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
通常枠 （事業再構築に取り組む事業者に対する支援）	2,000万円、4,000万円、6,000万円、 8,000万円	中小2/3、 中堅1/2
大規模賃金引上げ枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	1億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

# 第5回までの補助額・補助率

## 通常枠

従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円～4,000万円	中小企業：2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超は1/3)
21～50人	100万円～6,000万円	
51人以上	100万円～8,000万円	

## 卒業枠・グローバルV字回復枠

申請枠	補助対象者	補助額	補助率
卒業枠	中小企業	6,000万円超～1億円	2/3
グローバルV字回復枠	中堅企業	8,000万円～1億円	1/2

## 緊急事態宣言特別枠・最低賃金枠

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

## 大規模賃金引上枠

従業員数	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超は1/3)

# 第6回以降の補助額・補助率【赤字が変更箇所】

第6回公募から

## 通常枠

従業員規模	補助金額		補助率
	第5回公募まで	第6回公募以降	
20人以下	100～4,000万円	100～ <b>2,000万円</b>	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)
21人～50人	100～6,000万円	100～ <b>4,000万円</b>	
51人～ <b>100人</b>	100～8,000万円	100～ <b>6,000万円</b>	
<b>101人以上</b>		100～8,000万円	

## グリーン成長枠

中小／中堅	補助金額	補助率
<b>中小企業</b>	<b>100万円～1億円</b>	<b>1/2</b>
<b>中堅企業</b>	<b>100万円～1.5億円</b>	<b>1/3</b>

## 回復・再生応援枠・最低賃金枠

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

## 大規模賃金引上枠

従業員数	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超は1/3)

## 【グリーン成長枠】

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げた新たな申請類型。
- 売上高10%減少要件を課さない。

## グリーン成長枠の対象となる事業者

- ① 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること  
(補助額3,000万円超は金融機関も必須)
- ② 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は  
従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること  
(※通常はそれぞれ年率平均3.0%以上増加)
- ③ グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに  
該当し、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて  
行うこと

## 補助上限額・補助率

中小／中堅	補助金額	補助率
中小企業	100万円～1億円	1/2
中堅企業	100万円～1.5億円	1/3

※返還要件なし

## 【グリーン成長枠】（複数回採択が可能です）

- 事業再構築補助金では、1事業者につき支援を受けることが出来る回数は1回に限られるが、グリーン成長枠については、特例的に、過去支援を受けたことがある事業者も再度申請することを可能とし、採択された場合には支援を受けることが出来ることとする。
- 但し、支援を受けることができる回数は2回を上限とする。

### 第1回～第5回公募

### 第6回～第8回公募

#### 1回目の申請・採択

既に過去の公募回で採択され、  
交付決定を受けて事業再構築に取り組んでいても

#### 2回目の申請・採択

グリーン成長枠に限り、再度申請を行うことが可能。

（注）支援を受けることができる回数は2回を上限とする。

### 追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

- ①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは異なる事業再構築であることの説明資料
  - ②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があることの説明資料
- 通常の審査に加え、一定の減点を受けたうえで、これらの資料についても考慮したうえで採否を判断する。

















# グリーン成長戦略（概要）

（令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO<sub>2</sub>排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

## 2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。 ・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 <b>洋上風力・太陽光・地熱</b> ・ 2040年、3,000~4,500万kWの案件形成【洋上風力】 ・ 2030年、次世代型で14円/kWhを視野【太陽光】 <b>1</b>	 <b>水素・燃料アンモニア</b> ・ 2050年、2,000万トン程度の導入【水素】 ・ 東南アジアの5,000億円市場【燃料アンモニア】 <b>2</b>	 <b>次世代熱エネルギー</b> ・ 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 <b>3</b>	 <b>原子力</b> ・ 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 <b>4</b>	 <b>自動車・蓄電池</b> ・ 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% <b>5</b>	 <b>半導体・情報通信</b> ・ 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 <b>6</b>	 <b>船舶</b> ・ 2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現 <b>7</b>
 <b>物流・人流・土木インフラ</b> ・ 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 <b>8</b>	 <b>食料・農林水産業</b> ・ 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO <sub>2</sub> ゼロエミッション化を実現 <b>9</b>	 <b>航空機</b> ・ 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 <b>10</b>	 <b>カーボンリサイクル・マテリアル</b> ・ 2050年、人工光合成プラを既製品並み【CR】 ・ ゼロカーボンスチールを実現【マテリアル】 <b>11</b>	 <b>住宅・建築物・次世代電力マネジメント</b> ・ 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB【住宅・建築物】 <b>12</b>	 <b>資源循環関連</b> ・ 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 <b>13</b>	 <b>ライフスタイル関連</b> ・ 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適なくらし <b>14</b>

[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/ggs/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html)

## 【回復・再生応援枠】

- 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象に、最大1,500万円まで、中小企業については補助率を3/4に引き上げ（通常枠は2/3）手厚く支援。
- 事業再構築指針の要件について、主要な設備の変更を求めない。

### 回復・再生応援枠の対象となる事業者

通常枠の申請要件に加え、以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること
- ② 再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定していること

### 補助上限額・補助率

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業 3/4 中堅企業 2/3
6人～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

## 【緊急事態宣言特別枠】

- 令和3年の緊急事態宣言により深刻な影響を受けた中小企業等については、「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。
- 「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、「通常枠」で再審査します。

### 緊急事態宣言特別枠の対象となる事業者

#### 【要件】

通常枠の申請要件を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1月～9月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者。

※売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

「特別枠」に申請されて、不採択となった事業者については、加点の上、通常枠で再審査いたします。なお、上記の要件を満たす事業者で、「通常枠」のみに申請された場合でも、加点措置を行います。

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。

- 賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援すべく、**最低賃金枠と大規模賃金引上枠については継続**する。

## 最低賃金枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上**いること
- ② 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で**30%以上減少**していること

## 補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小 3/4 中堅 2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

## 大規模賃金引上枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

- ① 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること
- ② 補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員**させること。

## 補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超 1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超 1/3)

# 何が変わるのか？：3. 運用見直し（調整中）

## 1. 補助対象経費の見直し（建物費・研修費）

第6回公募から

- ① 「**建物費**」については、**原則、改修の場合に限る**こととし、**新築の場合には、一定の制限**を設ける。
- ② 「**研修費**」については、**補助対象経費総額の1 / 3を上限**とする。

## 2. 補助対象経費の見直し（貸工場賃借料）

第5回公募から

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、**貸工場の賃借料についても補助対象経費として認める**。なお、一時移転に係る費用（貸工場の賃借料、貸工場への移転費等）は補助対象経費総額の1 / 2を上限とする。

## 3. 複数企業等連携型の新設

第6回公募から

1者あたり各申請類型の上限額を上限として、**最大20社まで連携して申請することを認める**こととし、一体的な審査を行う。この場合、**売上高10%減少要件**は、①**各者で要件を満たすこと**、②**連携体合算で要件を満たすこと（ただし同月を用いる）**のいずれかを満たすことで要件を満たすこととする。

## 4. 事前着手の対象期間の見直し

第6回公募から

**事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直し、2021年12月21日以降**とする。

（注）既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 【お問合せ先】

### ＜事業再構築補助金事務局コールセンター＞

受付時間： 9：00～18：00（日・祝日を除く）

電話番号： <ナビダイヤル> 0570－012－088

<IP電話用> 03－4216－4080

### ＜電子申請の操作方法に関するサポートセンター＞

受付時間： 9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号： 050－8881－6942

### ＜トラブル等通報窓口＞（申請に当たり、不適切な行為があった場合等）

受付時間： 9：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電話番号： 03－6810－0162

# ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 令和3年度補正予算の概要

**【注意!!】** この概要は、事業内容の変更に伴って改訂されることがあります。

最新情報については、中小企業庁又は事務局のホームページをご確認ください。

【ものづくり補助金ポータルサイト】

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

# スケジュール

- 現在、第10次公募中。今回の公募から大幅見直しあり。

## 第10次公募

公募開始：令和4年2月16日（水）

応募締切：令和4年5月11日（水） 17：00

採択発表：令和4年7月中旬目処



# 中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 **2,001億円**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 【各補助事業の内容】

#### (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

#### (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

#### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）  
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等  
 PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、  
 レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）  
 インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

#### (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3  
 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

# ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算で措置され、継続して実施している「一般型」等と一体で執行を行い、**10次締切から公募を開始（令和4年2月16日～）**。

## 1. 従業員規模に応じて補助上限額が変わります

一律1,000万円 → **従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円**

## 2. 中堅企業が対象になります、企業再生計画を策定する補助率が上がります

**資本金10億円未満の「特定事業者」を追加**

**企業再生に取り組む事業者は補助率を2/3に引き上げ**

※中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定（詳細な要件は検討中）

## 3. 3つの新枠が新設され、補助率が2 / 3に引き上げられます（「低感染リスク型ビジネス枠」は終了）

回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠 補助上限額最大2,000万
<b>業況が厳しい事業者</b> ◆ <b>前年度の事業年度の課税所得がゼロ</b>	<b>DX(デジタル・トランスフォーメーション)に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者</b>	<b>温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者</b>
◆ <b>給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合に補助金額の全額返還を求める。</b>	<b>「DX推進指標」を活用して、自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に対して提出</b>	<b>事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加 これまでの温室効果ガス排出削減に向けた詳細な取組状況がわかる書面を提出</b>

# 1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律1,000万円としていた通常枠の補助上限額を従業員の規模に応じて、従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円に見直し。

## 補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<u>750万円以内</u>	【中小企業】1/2以内 【小規模事業者、 <u>再生事業者</u> 】 2/3以内
6人～20人		<u>1,000万円以内</u>	
21人以上		<u>1,250万円以内</u>	

## 2. 補助対象事業者の見直し・拡充

- 補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。
- 再生事業者を対象とした加点を行うとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。

### 特定事業者の追加

- ・令和3年8月に一部が施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、中小企業から中堅企業への成長途上（規模拡大パス）にある企業群の支援を目的として、中小企業等経営強化法等に新たな支援対象類型（特定事業者）が創設された。
- ・これに伴い、ものづくり補助金の補助対象事業者にも資本金10億円未満の特定事業者を追加する。

#### 中小企業者

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

#### 特定事業者

業種	今回追加する対象者（両方を満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	10億円未満	500人以下
卸売業		400人以下
サービス業		300人以下
小売業		

↑法律上の特定事業者

#### 再生事業者

- ・再生事業者（中小企業再生支援スキーム等に則り再生計画を策定する事業者）を対象として、加点により採択を優遇するとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。なお、再生事業者である場合には、返還要件<sup>(※)</sup>を免除する。

(※)要件未達の場合には、補助金の一部返還を求めるもの 35

### 3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

- **業況が厳しい事業者**に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、**補助率を2/3に引き上げて**支援。

#### 回復型賃上げ・雇用拡大枠の対象となる事業者

通常枠の要件(①～③)に加えて、応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいる事業者が支援対象。

#### 【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

#### 【追加要件】

- ④応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいること。

#### 【補助金の返還要件】

上記の②給与支給総額、又は、③事業場内最低賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の**全額**返還を求めることで、賃上げ・雇用拡大の実効性を確保する。

## 4. デジタル枠の創設

- DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げた新たな申請類型を創設。

### デジタル枠の対象となる事業者

#### 【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

#### 【追加要件】

- ④DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。
- ⑤経済産業省が公開する「DX推進指標」を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。
- ⑥IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること。

(参考)DX推進指標サイト:[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/dx/dx.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html) 自己診断結果入力サイト:<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>  
「SECURITY ACTION」公式サイト(制度概要) <https://www.ipa.go.jp/security/security-action/index.html>

※DX戦略、CIO等の公表、人材の育成・確保に向けた取組をしている事業者にあつては、審査において**加点**。



## 5. グリーン枠の創設

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助上限額と補助率に引き上げた新たな申請類型を創設。

※炭素生産性 = 付加価値額 / エネルギー起源二酸化炭素排出量

### グリーン枠の対象となる事業者

【基本要件】(前ページ参照)

+

【追加要件】

③ 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。

④ 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること。

※労働生産性と炭素生産性向上のいずれも必要であり、生産プロセスやサービス提供方法の改善を伴わない設備更新(例:既存機械装置をエネルギー効率の高い機械装置に入れ替えることのみを目的とした事業計画である場合等)は支援対象とはなりません。

⑤ これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無(ある場合は取組内容)を示すこと。

### 補助上限額・補助率

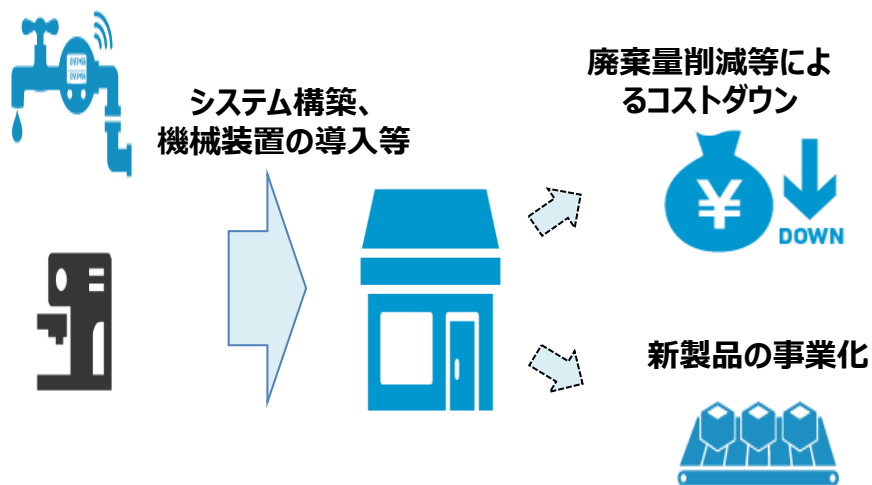
従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	<u>1,000万円以内</u>	<u>2/3以内</u>
6人～20人	<u>1,500万円以内</u>	
21人以上	<u>2,000万円以内</u>	

# 6. デジタル枠・グリーン枠の想定活用事例

## 【デジタル枠】

飲食・小売業

- ・飲食・小売店と食品製造工場を所有。店舗に**需要予測システム**を導入することで、販売機会損失と廃棄量を削減。**新製品開発**とあわせて、工場の製造ラインに**AIを活用した不良品検知のシステム**を導入し、**生産性と付加価値の向上**を目指す。



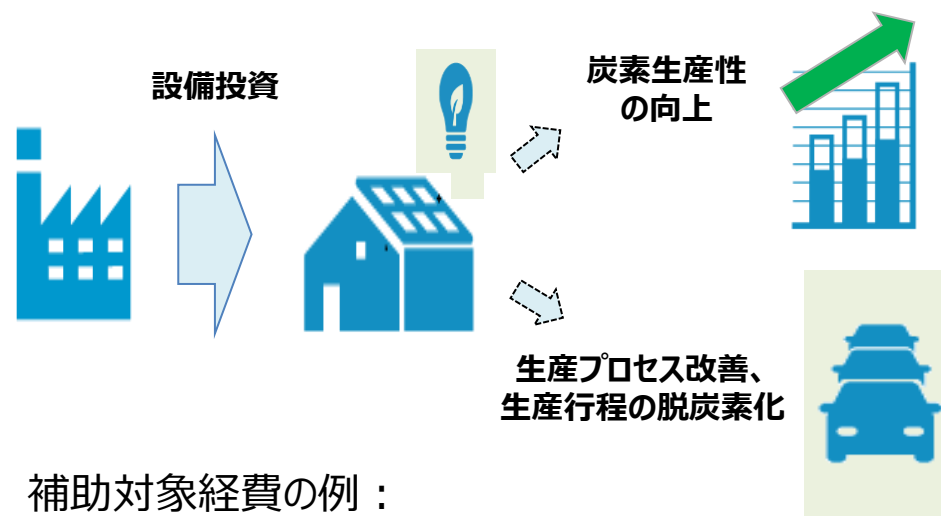
補助対象経費の例：

- ・AIを活用した**システム構築**に要する費用
- ・新製品開発のための**機械装置**に要する費用
- ・需要予測システムに係る**クラウドサービス利用費**

## 【グリーン枠】

製造業

- ・**脱炭素化に寄与する設備・システムを導入**するとともに、電気自動車向け部品を製造するための**機械装置を導入**することで、**生産工程の脱炭素化と付加価値向上の両立を目指す**。



補助対象経費の例：

- ・専門家による技術導入に要する費用。
- ・脱炭素化に寄与する**システム構築**に要する費用
- ・エネルギー効率に優れた**機械**を導入する費用。

※単にソーラーパネル等を導入して売電を行うような事業や、既存設備の更新・改修は補助対象になりません。



## 【お問合せ先】

### <ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間： 10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号： 050－8880－4053

[monohojo@pasona.co.jp](mailto:monohojo@pasona.co.jp)

### <トラブル通報窓口>

受付時間： 10：00～12：00／

13：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号： 03－6262－7921

[hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp](mailto:hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp)

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# ITツール導入支援

- 中小企業における生産性向上や競争力強化の実現のため、デジタル化の取組を支援。

## IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

- 中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援。
- 補助上限額：450万円（通常枠）、補助率：1/2以内（通常枠）
- 令和3年度も複数回の公募を実施。**令和4年も、令和3年度補正予算により、引き続き実施予定。**
- 活用事例：コロナ禍でのリモートワークに対応するために、スケジュール管理や工場管理等の社内環境を整備。

### 中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 中小企業才 技術・経営革新課
- (2) 中小企業才 小規模企業振興課
- (3) 中小企業才 経営支援課
- (4) 中小企業才 財務課

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を支えます。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

**成果目標**

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目標とします。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

```

    graph LR
      A[国] -- 運営費交付金 --> B["(独)中小企業  
基金整備機構"]
      B -- 定額補助 --> C[民間  
団体等]
      C -- 補助(2/3等) --> D[中小  
企業等]
    
```

**事業イメージ**

**【各補助事業の内容】**

**(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**  
 中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
設備費向上・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

**(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**  
 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の枠種において、必ず事業額3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

**(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**  
 ITツール補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）  
 ※会計ソフト、業務システム、クラウド等  
 PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、  
 レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）  
 インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業取組のデジタル化を強力に推進します。

**(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**  
 補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3  
 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

# IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

- インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進。

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の1 / 2から3 / 4に引き上げ（補助額 ～50万円以下）
- 補助率を通常の1 / 2から2 / 3に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレットについては、補助上限額10万円、補助率 1 / 2で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率 1 / 2で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

# IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠）の「類型」の概要

## ■ デジタル化基盤導入類型

- **中小・小規模事業者**に、インボイス制度も見据えた**デジタル化を一挙に推進するため**、**会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用**に加え、**PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用**を支援する。

## ■ 複数社連携IT導入類型

- **複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより**、**地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組**に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するための**コーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等**を含めて支援する。

	令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）				【参考】令和元年度補正予算（通常枠） （3,600億円の内数）	
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	A類型	B類型
補助額	ITツール		PC等	レジ等	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円		
補助率	3/4	2/3	1/2		1/2	1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費				ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

# DX化支援

- 中小企業における生産性向上や競争力強化の実現のため、デジタル化の取組を支援。

## 地域産業デジタル化支援事業（地域新成長産業創出促進事業費補助金）

- 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助。
- 令和3年度は公募終了。令和4年度については、「**地域デジタルイノベーション促進事業**」として、地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等が行う実証事業への補助金を公募する予定。

**地域未来DX投資促進事業**  
令和4年度予算案額 15.9億円（11.7億円）

(1) 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課  
(2) 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課  
地域産業基盤整備課  
地域経済活性化戦略室  
(3) 商務情報政策局 情報技術利用促進課  
中小企業庁 経営支援課

事業の内容	事業イメージ									
<b>事業目的・概要</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しています。</li><li>● 地域企業が、今後も地域経済を支える主体であり続けるためには、こうした動きに取り残されことなく、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが必要不可欠です。</li><li>● このため、以下の事業により、地域未来牽引企業等のDXを支援します。<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域企業のDX実現に向けて地域全体で取り組む支援活動の促進</li><li>② 地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせた新たなビジネスモデルの構築に取り組む先進事例の創出・普及</li><li>③ デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームの構築等</li></ul></li></ul> <b>成果目標</b> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業年度から事業年度の3年後までの間において、支援コミュニティの動地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく認定地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率が10%以上増加することとします。</li><li>② 事業終了後3年を経過した日までに売上計上が予定される実証事業の新製品・サービス、新収益モデル件数割合を50%以上とします。</li><li>③ 事業終了年度の令和8年度までに、地域企業のDXを進められる人1,300人育成することとします。</li></ul> <b>条件（対象者、対象行為、補助率等）</b> <table border="1"><tr><td>(1) 国 補助（10/10）</td><td>民間団体等</td><td>民間企業</td></tr><tr><td>(2) 国 補助（2/3、1/2）</td><td>民間企業等</td><td>民間企業等</td></tr><tr><td>(2) 国 委託</td><td>委託</td><td>民間企業等</td></tr></table>	(1) 国 補助（10/10）	民間団体等	民間企業	(2) 国 補助（2/3、1/2）	民間企業等	民間企業等	(2) 国 委託	委託	民間企業等	<b>事業イメージ</b> <p>(1) 地域DX促進活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完し、地域ぐるみで地域企業のDX実現を支援するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティが実施する各種活動（① 地域企業の課題分析・戦略策定の伴走型支援、② 地域企業とITベンダー等とのマッチング支援等）に要する費用を補助します。</li></ul> <p>(2) 地域デジタルイノベーション促進事業</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業（試作製品製作、事業性評価等）に要する費用を補助します。</li><li>2. 新事業実証等のための環境整備として、経産省HP上の公設試保有機器等検査システムの更新、地域未来牽引企業の経営状況や工業用水道事業の最適化等に関する調査を実施します。</li></ol> <p>(3) 地域デジタル人材育成・確保推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 以下の取組により、地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材を育成・確保します。<ul style="list-style-type: none"><li>① 基礎的なデジタルスキルを学べるオンライン教育ポータルサイトの運営</li><li>② 企業データに基づく実践的な課題解決型学習プログラムの実施</li><li>③ デジタル技術を活用した課題解決型現場研修プログラムの実施</li></ul></li></ul>
(1) 国 補助（10/10）	民間団体等	民間企業								
(2) 国 補助（2/3、1/2）	民間企業等	民間企業等								
(2) 国 委託	委託	民間企業等								



## 設備投資支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、**生産拠点の集中度が高い製品・部素材**、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、**国内の生産拠点等の整備**を進めることにより、**製品・部素材の円滑な供給を確保**するなど、**サプライチェーンの強靱化を図ります**。

【3次公募中（令和4年3月1日～5月6日）】

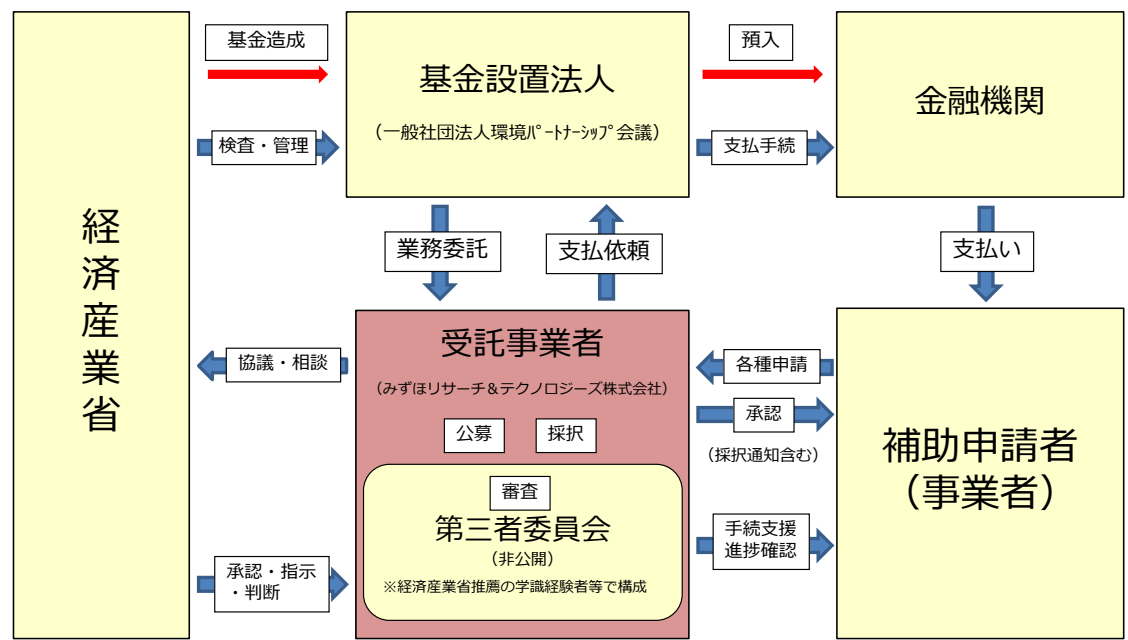
### 予算

- ・ 600億円程度の見込み

### 補助対象・補助率等

補助対象	建物・設備の導入等
補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 ※補助対象事業A・Bは、補助対象経費に応じて段階的に低減
補助上限	[補助対象事業A・B] 100億円 [中小企業特例事業] 5億円
事業期間	原則3年間 (大規模投資案件は4年間)

### 本補助金の執行スキーム



※資本金が5億円以上の法人に100%株式を保有される中小企業者や直近過去3年分の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等は大企業として扱う。

# 設備投資支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）

## 補助対象施設

**工場**：製造業の用に供される施設

## 補助対象設備

補助対象施設で使用する設備機械装置

## 1 事業者当たりの申請件数

申請は1事業者につき1案件のみとします。（リース会社は除きます。）  
また、親子関係にある会社により提出された同一内容と認められる申請は、審査の対象といたしません。

## 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、令和4年1月28日より前に对外発表した事業でないことが求められます。  
※令和2年5月公募（1次公募）、令和3年3月公募（2次公募）への応募は对外発表に当たらないものとします。

## 補助対象経費

経費区分	要件
・建物取得費	
・設備費	必須(設備の取得を伴わない案件は補助対象外)
・システム購入費	

※設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費をいいます。建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費に含めます。  
※既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資(更新投資)は、補助対象外となります。

## 不支給要件

不支給要件（※）のいずれにも該当しないことが求められます。  
※詳細は公募要領をご確認ください。



# 設備投資支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）

## 補助対象事業

## 補助対象要件

## 補助率

A

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業

※ア、イ、ウいずれも満たすこと

**ア. 生産拠点の集中度**

補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であること

**イ. 生産拠点の集中度**が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること

**ウ. 設備機械装置の先端性**

補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的事業であること

大企業 中小企業等

1/2  
以内  
～

2/3  
以内  
～

1/4  
以内

1/4  
以内

※補助対象経費の額に応じて段階的に低減する

※補助金限度額は100億円

B

感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業

※以下に掲げる製品・部素材を生産する工場であること

抗原検査キット

検査用スワブ

PCR検査試薬

PCR検査機器

給湯器関連物資（ワイヤーハーネス、コネクタ及びその生産に必要な部素材）

※ア、イ、ウ、エ、オいずれも満たすこと

ア. 中小企業であること

**イ. 補助対象要件Aのうちア及びイ**（ただし、対象はP49に掲げる製品及びその部素材と読み替えるものとする。）を**満たす製品・部素材**（以下「対象製品」という。）のサプライチェーンに関連し当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者、であること

ウ. 当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な（＝代替が効かない）製品・部素材（以下「部品等」という。）の生産等を行っていること（ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。）

エ. 対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること

オ. 部品等の生産能力を拡大する投資であること

2/3  
以内

※補助金限度額は5億円

生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

中小企業  
特例事業

## 設備投資支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金）

### 中小企業特例事業で対象要件となる製品・部素材

以下に掲げる製品及びその部素材（レアメタル・レアアース等）の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な部品等の生産等を行うことが要件となります。

デジタル	半導体関連（メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体、センサー、電子回路基板、半導体製造装置、半導体副素材 等） 次世代自動車関連（車載通信機器 等） ロボット部品 ドローン部品 ディスプレイ 光ファイバー部材 等
グリーン	電動車関連（車載用電池、モーター 等） 洋上風力発電関連（ナセル、ブレード・ハブ、タワー、基礎、発電機等部品 等） 航空機関連（エンジン部品、翼構成部品 等） 高効率ガスタービン部品 定置用蓄電池 等

# 研究開発支援

- 数年後の需要回復期を見据えた研究開発や、脱炭素社会実現に資する技術開発等を支援。

## サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）【経済産業省】

- 中小企業等が、大学や公設試験研究機関、他企業と共同で行う、ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発や試作品開発、販路開拓などの取組を支援。
- 補助上限額：4,500万円（3年間の合計で9,750万円以下）、補助率：2/3以内
- 令和4年度は「成長型中小企業等研究開発支援事業」（＝「**Go-Tech事業**」）として一部変更し実施。
- 公募期間：**令和4年2月25日（金）～令和4年4月21日（木）** ※募集中

### <令和4年度からの主な変更点>

- 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)と商業・サービス競争力強化連携支援事業(サビサポ事業)の統合。
- 高度化指針の改正。
- 出資獲得枠の新設。
- 大学・公設試等に対するインセンティブ設計の付加。 ※詳細は公募要領等をご覧ください。

## NEDO先導研究プログラム【NEDO】

（①エネルギー・環境新技術先導研究、②新産業創出新技術先導研究、③マテリアル・バイオ革新技術先導研究）

- 各テーマの中長期的課題を解決していくために必要な、飛躍的な技術シーズを発掘・育成するためのプログラム。
- ①～③いずれも公募終了。

## 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム【NEDO】

- 「省エネルギー技術戦略」において重点的に取り組むべき分野として特定した「重要技術」を中心に、2040年に高い省エネルギー効果が見込まれる技術開発を支援し、省エネルギー型経済社会の構築及び産業競争力の強化を目指すプログラム。公募終了済み。

# 需要創出支援（航空宇宙産業ビジネスマッチング）

- 経済産業省（事務局：関東経済産業局）と中小企業基盤整備機構（中小機構）とが連携し、航空宇宙産業のビジネスマッチング事業を実施。
- 中小企業基盤整備機構のマッチングサイト「J-GoodTech（ジエグテック）」を通じて、主に国内航空宇宙産業大手重工等と、航空宇宙産業のサプライヤーや、自動車、情報通信機器、産業機械等の他産業のサプライヤーとをマッチングし、国内航空宇宙産業サプライチェーンの強化を後押し。

● 公募期間

**令和4年度も実施予定。**

● 提案方法

J-GoodTech（中小機構が運営するマッチングサイト）を通じて必要書類（提案書・保有設備一覧等）を提出。  
※提案にはJ-GoodTech登録が必要。

● 選定方法

提案サプライヤー企業の提案書をもってバイヤー企業から商談先を選定。

● 令和3年度の特徴

民需、コロナ禍でも需要堅調な官需に加え、新たに空飛ぶクルマ部品のニーズがあった。

令和3年度 ニーズの一例（※公募終了）		
バイヤー	No.	ニーズ
川崎重工業	1-1	航空エンジン部品の高精度三次元測定
	1-2	航空エンジン歯車部品のベベル歯研削加工／検査
	1-3	航空エンジン歯車部品の熱処理
山本精機	2-1	航空機及び航空エンジン用整備用機材の製造
イーグル工業	3-1	熱処理、窒化処理
	3-2	難削材（インコネル）の加工
	3-3	スナップリング製造
	3-4	自動段取替システム製作メーカー
横河マニュファクチャリング	4-1	極小及び高精度寸法部品の加工業者
多摩川精機	5-1	へら絞り加工
ナブテスコ	6-1	防衛・航空機部品の一貫生産加工部品サプライヤー
	6-2	歯車の機械加工・ラップ仕上げを得意とするサプライヤー
	6-3	ボーリング・トレパン加工（深孔加工）の得意なサプライヤー
SkyDrive	7-1	空飛ぶクルマ用電池パックの安全性・信頼性向上

# 海外販路開拓支援

- 経産省、SJAC、JETRO及び中小機構が連携し、国内/海外販路開拓支援を実施。

## 経済産業省

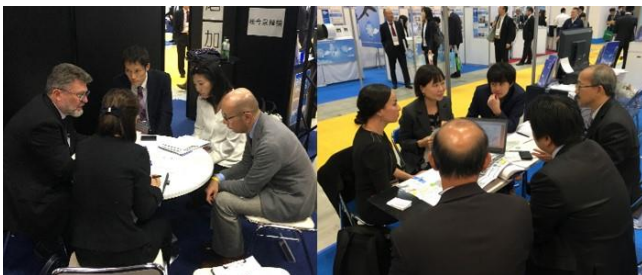
### ○JAPANブランド補助金

- 国内/海外への展開に係る経費を補助し、中小企業者の新市場獲得を支援。
- 令和3年度は公募終了。令和4年度も実施予定。
- 補助上限額：500万円  
(複数共同申請は最大2,000万円)  
補助率：2/3 (3年目は1/2) 以内

## 中小企業基盤整備機構 (中小機構)

### ○海外CEO商談会

- 日本企業との協業に関心のある海外企業の経営陣と、国内中小企業のビジネスマッチングを実施。海外企業として、航空機産業では、アジアのTier1企業が中心に参加。
- 令和3年度は公募終了。



## 日本貿易振興機構 (JETRO)

### ○ジャパンパビリオン

- 国内外で開催される見本市・展示会においてジャパンパビリオンを設置し、国内中小企業の展示会出展を支援するとともに、海外企業等とのビジネスマッチングを実施。
- これまで、パリ・エアショー (2019年)、ファンボロー・エアショー (2018年) 等が対象。

### ○新輸出大国コンソーシアム

- 海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、各個別企業の状況に応じて、各国・地域事情、実務に精通した専門家がハンズオン支援を実施。
- 令和3年度は公募終了。令和4年度も実施予定。

### ○地域貢献プロジェクト

- 海外有力企業招へいや海外商談ミッション派遣、オンライン商談会等様々な支援ツールを効果的に組み合わせ、「地域による連携」での海外展開の取り組みを支援。
- 今後も実施予定。

JETROによるジャパンパビリオンの様子



# (参考) 中小企業と海外企業との協業促進に向けて

- 経済産業省と外国政府・海外企業との間で協力枠組を活用し、①中小企業と海外企業とのビジネスマッチングや、②共同技術開発を支援。中小企業の海外企業との直接取引を含め、販路拡大を後押し。

## 日政府×ボーイング



2019年1月

- 電気推進に必要な電動化技術、複合材製造技術、自動化技術等について協力合意

## 日政府×馬政府

2021年現在

- 両国企業の協業・サプライチェーン拡大を後押しするため、民間航空機協力覚書に向け準備中

## 日政府×仏政府

2013年6月

- 民間航空機産業における協力覚書を締結

## 日×エアバス



2017年3月

- 材料や航空システム、製造技術等について協力合意。
- 2019年の日エアバスWGは電動化、複合材リサイクルに特化して実施

## 日×サフラン



2019年6月

- 航空機の電動化、AIなどの革新的技術等について協力合意

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# 「コロナ関連施策、ウイズコロナ・ポストコロナ関連施策の全体像」

令和2年度第3次補正予算、令和3年度当初予算、令和3年度補正予算

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月）



- 議論のポイント 一例
- ・ 年末、年度末の資金繰り対策
- ・ 緊急特別支援から事業再構築支援等へ



## 足腰の強い中小企業の構築

令和4年4月以降

財務基盤支援 (B/S)

本業支援 (P/L)

資金繰り支援 (CF)



経営転換や  
事業再構築等の支援  
フェーズへ



令和3年4月

令和3年3月

経営資源集約化税制

事業承継・引継ぎ補助金 拡充 **NEW**

事業再構築補助金 拡充 グリーン成長枠

ものづくり補助金、持続化補助金等の特別枠 拡充 グリーン枠、デジタル枠

よろず支援拠点、商工会、中小機構による相談対応

経営改善等の取組に係る新たな保証制度 拡充 伴走支援保証

産業雇用安定助成金【厚労省】

民間金融機関の実質無利子融資 延長

公庫、商中の実質無利子融資 延長

雇用調整助成金【厚労省】 延長

緊急事態宣言の再発令、延長まん延防止等重点措置により救済策を措置

持続化給付金、家賃支援給付金 延長 一時支援金 月次支援金 事業復活支援金 **NEW**

新型コロナウイルス特例リスケ 様々なタイプの出口支援へ 再生支援協議会2次対応 中小企業の私的整理等のガイドライン

資本金劣後ローン、REVIC、中小機構のファンド支援



# 中小企業活性化パッケージ

## ～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

- 日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める**中小企業は成長と分配の好循環のエンジン**。
- **足下では、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて中小企業の事業継続を強力に支援**するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施<sup>(\*)</sup>。<sup>(\*)</sup> 政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%（21年12月末）
- こうした中、**年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請**するとともに、感染状況等を踏まえ、**融資期間の延長**をした上で**実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続**。さらに、**日本公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続**。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開**する。

### I. コロナ資金繰り支援の継続

#### 年度末の資金需要への対応

##### ①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請

→ 年度末の資金繰り支援等の徹底について、内閣府特命担当大臣（金融）及び経済産業大臣より金融機関に要請。

##### ②セーフティネット保証4号の期限延長

→ 一般枠（上限2.8億円、80%保証）に上乗せした別枠保証（上限2.8億円、100%保証）の期限を延長【3月1日まで→**6月1日まで**】

#### 来年度以降の資金需要への対応

##### ①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等

→ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資<sup>(\*)</sup>の期限を延長【今年度末→**6月末まで**】

<sup>(\*)</sup> 商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン

→ 返済負担を軽減するための融資期間の延長【運転資金15年→**20年**】

##### ②日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続

→ 民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン（最大20年元本据置、上限額10億）を継続【**来年度末まで**】

##### ③納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

→ 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度（延滞税や延滞金を0.9%に軽減）の柔軟な運用（原則担保不要、口頭での事情説明も可など）を継続

# 中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

## Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

### 収益力改善フェーズ

#### ① 認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップ**や**助言等を強化**【22年4月～】

#### ② 協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスケ支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

### 事業再生フェーズ

#### ① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援**するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進【順次】

#### ② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】

- ・ 補助率：3/4（中堅2/3）
- ・ 補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

#### ③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定 （経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）

→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援  
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**【22年4月～】

### 再チャレンジフェーズ

#### ① 経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け**、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

#### ② 再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】  
→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】  
→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

### 収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しみ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

# ①セーフティネット保証4号の期限延長

- 経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証（最大2.8億円、80%保証）に上乗せした**別枠保証（最大2.8億円、100%保証）**の対象とする**セーフティネット保証4号の期限を延長（3月1日→6月1日まで）**。

## セーフティネット保証4号の概要

### 1. 対象中小企業

- ① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (\* ) 売上高等の減少について市区町村長の認定が必要

### 2. 内容（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：一般保証（限度額2.8億円）と別枠で2.8億円 (\* ) セーフティネット保証5号と併用可。ただし、同じ枠。

### 3. ご利用手続きの流れ

- ① 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に相談。
- ② 対象となる場合、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した上で保証付き融資を申込。

## ② 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する**実質無利子・無担保融資、危機対応融資(\*)**を、**融資期間を15年から20年に延長した上で期限を6月末まで延長**。

(\*) 商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン。

### 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の概要

	日本政策金融公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本政策金融公庫 (国民事業)
要件・ 支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月間の売上が前4年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること</p> <p>①▲5%であれば、低利融資                      当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率                      ※中小事業・危機対応：1.07%→0.17%、国民事業：1.22%→0.32%                      ※2022年3月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律</p> <p>②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資                      小規模の個人事業主：▲5%                      小規模の法人：▲15%                      その他：▲20%</p>		
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金 <b>20年</b> 以内 (据置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円 (実質無利子) 6億円 (融資枠)	3億円 (実質無利子) 6億円 (融資枠)	6000万円 (実質無利子) 8000万円 (融資枠)
期限	2022年3月末まで ⇒ <b>2022年6月末まで継続</b>		

(注) 沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施

### ③ 新型コロナ対策資本金劣後ローン（日本政策金融公庫）の継続

- 事業の成長・継続等を支援するため、**民間金融機関が自己資本とみなす**ことができる日本政策金融公庫の**資本金劣後ローン（最大20年元本据置、上限額10億）を来年度末まで継続**。

#### 日本政策金融公庫「新型コロナ対策資本金劣後ローン」の概要

<b>融資対象</b>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者</li> <li>② 中小再生支援協議会（4月1日に「中小企業活性化協議会」に改組）の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</li> <li>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築<sup>(*)</sup>されている事業者<sup>(**)</sup></li> </ul> <p><small>(*) 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること</small></p> <p><small>(**) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</small></p>
<b>融資限度額</b>	【中小事業】1社あたり10億円（別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）
<b>融資期間</b>	20年・15年・10年・7年・5年 1ヵ月（期限一括償還）（*）5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能
<b>貸付利率</b>	<p>融資後当初3年間は一律0.5%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率<sup>(*)</sup>を適用</p> <p><small>(*) 直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施。</small></p>
<b>担保・保証人</b>	無担保・無保証人
<b>資本性の扱い</b>	<p>金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能<sup>(*)</sup></p> <p><small>(*) 償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能。5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少。</small></p>
<b>その他</b>	本制度による債務は、法的倒産時には全ての債務 <sup>(*)</sup> に劣後 <sup>(*)</sup> 償還順位が同等以下とされているものを除く。

（注）沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施

## ④ 認定経営革新等支援機関の伴走支援の強化

- 認定経営革新等支援機関による経営改善計画の策定支援に加え、**計画実行までの伴走支援（フォローアップや助言等）を強化**。また、会社と経営者の資産の区分など、**経営者保証の解除に向けた取組も支援**。
- あわせて、伴走支援を実施した場合に限り、計画策定支援費用に対する支援を実施する運用へと変更。

### 4月1日以降の経営改善計画策定支援事業のイメージ

	(現在)	(4月1日～)
<b>補助対象経費</b>	①DD・計画策定支援費用 ②モニタリング費用 <small>※DD=「デューデリジェンス」</small>	①DD・計画策定支援費用 ② <b>伴走支援費用</b> ③ <b>金融機関交渉費用(*)</b>
<b>補助率</b>	2/3	2/3
<b>補助上限額</b>	①・②あわせて 200万円	①200万円 } ② <b>100万円</b> } <b>計300万円</b> ③ <b>10万円(*)</b>

(\*) 経営者保証の解除に向けて取り組む場合であって、金融機関との交渉に弁護士等（認定経営革新等支援機関）を活用する場合。



# 伴走支援型特別保証の制度変更について (令和3年4月より開始、令和4年2月に上限額引き上げ)

- コロナ禍において多くの中小企業者の売上等が減少しており、**早期に経営改善等に取り組む必要**がある。
- 中小企業者のこうした取組を後押しするため、一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、**金融機関との対話**を通じてコロナ禍を乗り越えるための「**経営行動計画書**」を作成した上で、**金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」**を令和3年4月より開始。
- なお、コロナの影響の長期化を踏まえ、**保証上限額**を本年2月に4,000万円から**6,000万円に引き上げ**。

	現行	制度変更後
保証限度額	4,000万円	<b>6,000万円</b>
保証期間	10年以内	10年以内
据置期間	5年以内	5年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定
利用の前提とする保証制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 4号 (100%)</li> <li>・セーフティネット保証 5号 (80%)</li> <li>・<b>危機関連保証 (100%)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 4号 (100%)</li> <li>・セーフティネット保証 5号 (80%) &lt;※1&gt;</li> <li>・<b>一般保証 (80%)</b> &lt;※1&gt;</li> </ul>
保証料 (事業者負担分) <※2>	0.2% (補助前は原則0.85%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証 4号、5号の場合 → 0.2% (補助前は原則0.85%)</li> <li>・<b>一般保証の場合</b> → <b>0.2%～1.15% (財務区分による)</b></li> </ul>
売上減少要件	▲15%以上	▲15%以上 または <b>前年同月比▲5%以上 + 前年同月と                      コロナ前同月を比較して▲15%以上</b>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成</li> <li>・金融機関が継続的な伴走支援をすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後取り組む事項（経営行動計画書）を作成</li> <li>・金融機関が継続的な伴走支援をすること</li> </ul>

※1 コロナ禍の影響が大きな事業者に対する保証であり、比較的风险が高いため、セーフティネット保証 5号および一般保証についても、損失補償の対象とする（セーフティネット保証 5号は、危機関連保証の発動中については損失補償の対象）。

※2 現在と同様、法人と個人の分離 + 資産超過であれば、信用保証協会に追加で0.2%分の補助をしたうえで、経営者保証を解除する。

# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）



# 東海地域における人材マッチング事業

## －令和4年2月末現在の状況－

- 中部経済産業局では、東海地域（愛知県、岐阜県、三重県）における雇用維持に向けて、国・県・関係機関の連携により人材マッチングの枠組みを整備し、公益財団法人産業雇用安定センターと協働し、令和2年7月からマッチングを実施。
- 令和4年2月末までに、航空機関連産業から自動車関連産業や生産用機械製造業への人材移動を始め、全体で473人の出向、140人の移籍が成立。

### 企業への意向確認（利用希望）調査

210社

（送出希望 35社、受入希望 175社）



### 人材ニーズの具体化（ヒアリング等）

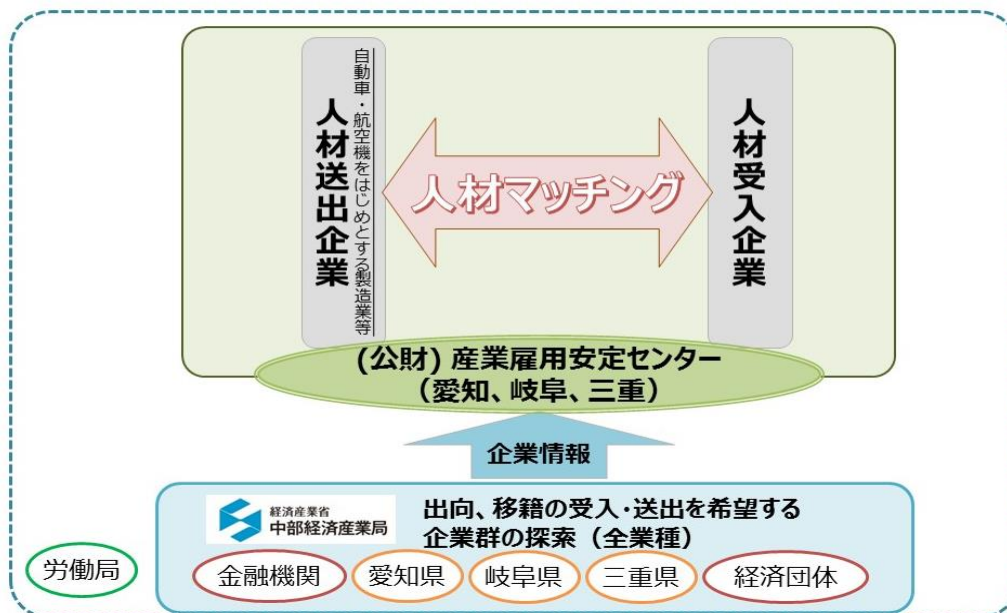
送出希望 24社509人

受入希望 101社1,772人



### 473人の出向、140人の移籍が成立

### 東海三県における人材マッチングの進め方



人材マッチングの仕組みの利用を希望される企業には、意向確認調査への参加をお願いいたします。

<https://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/matching/>



# 1. 航空機産業支援の全体像について

## 2. 各支援策についての紹介

- ▶ 将来に向けた事業再編・設備投資・研究開発等に係る支援について
  - ✓ 事業再構築補助金、ものづくり補助金について
  - ✓ IT導入補助金、サプライチェーン補助金 等について
- ▶ 資金繰りに係る支援について
- ▶ 雇用維持に係る取組について
- ▶ その他、情報発信の取組について（中部エアロスペース・サポート・アクション）

# 中部エアロスペース・サポート・アクション 2021

- 新型コロナウイルス禍を乗り越えるため、また航空需要回復後の将来的な成長のため、**中部地域の自治体・支援機関が一体となって、航空機サプライヤーをサポート**。航空機サプライヤーの活力発揮のため、雇用維持、事業維持、新分野展開、人材育成など各種支援プロジェクトを、「**中部エアロスペース・サポート・アクション**」として、令和3年5月より中部地域全体で取り組んでいるところ。
- 令和4年度版を今後作成・公表予定**。また、当地域における航空サプライヤーによる企業の維持・成長の取組に係る事例等についても周知等を行う予定。



# ご静聴ありがとうございました。

## 中部経済産業局

### 配信サービス



twitter



RSS



Mail magazine

### [登録無料]

当局の施策情報、イベント案内、補助金公募、経済動向等をお届けします。

ご希望の方は、ぜひ当局HPもしくはQRコードからご登録ください。 (<http://www.chubu.meti.go.jp/>)



HP



ツイッター



RSS



メールマガジン

### 中部エアロスペース・サポート・アクション

*Chubu :  
AeroSpace  
Support Action!*



新型コロナウイルス禍を乗り越えるため、また航空需要回復後の将来的な成長のため、中部地域の自治体・支援機関が一体となって航空機サプライヤーをサポートします。航空機サプライヤーの活力発揮のため、認証維持支援といった事業維持や人材マッチングによる雇用維持、航空機製造に係る人材育成はもちろん中部地域全体で各種プロジェクトに取り組みます。



ご不明な点やご相談されたい点などございましたら、以下までご連絡をお願いします。

**中部経済産業局 地域経済部 航空宇宙産業課**

**TEL : 052-951-0560 / E-mail : [chb-aerospace@meti.go.jp](mailto:chb-aerospace@meti.go.jp)**